

各介護サービス事業所等 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の一部解除を踏まえた介護サービス事業所等における対応について

今般、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の一部解除を実施し、本県は同宣言の区域の対象外とされたところです。

介護サービス事業所を含む社会福祉施設等に対しては、緊急事態宣言の期間中も、休止の要請は行わず、同法第24条第9項に基づき、通所介護ならびに短期入所生活介護事業所に対して、サービス提供の縮小等により感染拡大防止への協力を要請してきたところです。

事業所の皆様、利用者や御家族の皆様には、家庭での対応が可能な方に通所を控えていただくなど、多大な御負担をおかけしましたが、今回の解除は皆様の御協力の賜物であり厚く御礼申し上げます。

5月15日以降においては、同法第24条第9項に基づく要請は行いませんが、社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者やその御家族の生活を支援する上で欠かせないものであることに鑑み、下記1・2の通知を踏まえた十分な感染防止対策を前提に、必要なサービスの提供をお願いいたします。

なお、本県では、今回の国の措置を受けて、新たに「滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を策定しましたので申し添えます。(以下リンク参照)

記

- 1 [「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」](#)
(令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)
<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5155894.pdf>
- 2 [「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について\(その2\)」](#)
(令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)
<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5171924.pdf>
- 3 [「滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」](#)
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/311529.html>

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係/在宅介護指導係
TEL:077-528-3523 / FAX:077-528-4851
e-mail:kaigo@pref.shiga.lg.jp